

『中規模木造建築物の設計支援・普及に関する建築物木材利用促進協定』



協定締結日：令和7年7月4日
有効期間：協定締結日～令和12年3月末
対象区域：全国

一般社団法人日本建築士事務所協会連合会は、

- ①開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会において、5年間で約14,000名の受講者に対し、建築物の木材利用促進に関する最新かつ正確な情報の提供を継続的に実施する。さらに、会誌「日事連」を通じ、木材利用の意義や実践例等を広く普及・広報する。
- ②中規模木造建築物の設計分野において、関連情報の収集・整理を徹底するとともに、会員の属性や実情に応じた支援ツールの作成及び情報提供を実施する。令和11年度までに普及・広報のための体制を整え、令和11年度に講習会を全国30会場程度で実施するなどして周知・普及を行い、木材利用促進の基盤を強化する。

等を内容とする協定を、農林水産省及び国土交通省と締結。